

神奈川県監査委員公表第 12 号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 6 日

神奈川県監査委員	大 竹 准 一
同	吉 川 知恵子
同	中 家 華 江
同	長 田 進 治
同	近 藤 大 輔

- 1 措置の対象となった監査の結果
- 令和 8 年 3 月 23 日神奈川県監査委員公表第 2 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分 1 団体に係る 1 事項
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
- <財政援助監査等>

監査実施 団 体 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
一般財団法人神奈川県教育福祉振興会	令和 8 年 1 月 22 日（令和 7 年 10 月 23 日 職 員 調 査）	（不適切事項） 契約事務において、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会移転業務委託（契約額 1,471,545 円）について、競争的手続の対象外として一般財団法人神奈川県教育福祉振興会財務会計規程に定められている契約に該当するとは認められないにもかかわらず、競争的手続を行わないまま特定の者と一者随意契約を締結していた。	不適切事項については、予定価格が200万円を超えることから、競争的手続が必要であったところ、神奈川県教育福祉振興会財務会計規程に対する認識が不足していたことにより一者随意契約を締結していたものである。 今後は、このようなことがないように、随意契約を行う際には、財務会計規程等の周知徹底を図るとともに、管理監督者による確認の強化を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 県は、今後の適正な事務執行について、指導した。